

第 2 2

危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

危険物の品名、数量又は指定数量の倍数のみを変更しようとするときは、法令等に定めるほか、次によること。

1. 届出の対象等

(1) 危険物の「品名」とは、消防法別表に掲げる危険物の「品名」のほか、物品の変更「品目」についても含むものとする。

例示：第1石油類 ガソリン→ベンゼン

提出部数は、2部提出とすること。ただし、物品の変更については、1部提出とすることができる。

(2) 本届出書に含まれる事項

工事内容自体が、変更工事の確認届出が必要な工事に該当するが、その工事を行うことによって品名、数量又は指定数量の倍数変更が生じる場合は、本届出書に変更工事の確認届出の内容を添付すれば足りるものとする。

例示：製造所内の危険物取扱機器等の撤去等により、貯蔵量又は取扱量が減少する場合

2. 変更許可の対象とならない油種変更

変更許可の対象とはならず、単に油種変更を行う上での対応（残油処理等）に係る資料については、本届出書に添付するものとする。

3. 添付図書等

(1) 品名変更及び数量の増大に係る場合は、現状の技術上の基準により対応が可能かどうかを判断できる図書等を添付するものとする。

(2) 貯蔵又は取扱い物品の危険物等データベース登録確認書の写し又は確認試験結果報告書の写しを添付するものとする。

ただし、純品等の明確な物品は除く。

例示：ガソリン、軽油、灯油、重油、メチルアルコール等

また、危険物等データベース登録確認書の写し又は確認試験結果報告書の写しの提出が困難な場合で、当該物品に係る安全データシート（SDS）中の適用法令の項に、消防法令に基づいて危険物の類、品名が明記されているものにあつては、当該SDSの添付で足りるものとする。

4. 届出時期

変更しようとする日の10日前までに届け出るものとする。

5. 記載要領

危険物の品名、数量又は指定数量の変更届出書の記載要領については、第2編（P46）を参照すること。